

ひかりTV専用ホームタブレットモニターサービス利用規約

第1章 総則

第1条（利用規約）

株式会社NTTドコモ（以下「当社」といいます）は、ひかりTV専用ホームタブレットモニターサービス利用規約（以下「本利用規約」といいます）を定め、これにより第4条に規定する「ひかりTV専用ホームタブレットモニター」サービス（以下「本サービス」といいます）を提供します。

なお、本サービスは、当社が実施する「ひかりTV専用ホームタブレット無料モニターキャンペーン」に（以下、「本キャンペーン」）応募され抽選の結果、当選された方が本サービスに申し込まれる場合に適用されます。

第2条（本サービスの提供地域及び提供範囲）

本サービスの提供地域は、日本国内とします。

2. 契約者は、理由の如何を問わず、本サービスを日本国外にて提供を受けることはできません。

第3条（本会員規約の変更）

当社は、次の各号に該当する場合は、利用者へ当社が適切と判断した方法にて公表又は通知することにより、本規約の内容を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとし、

- ① 本規約の変更が、契約者の一般の利益に適合するとき
- ② 本規約の変更が、本契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき

第4条（本サービスの内容）

本サービスでは、利用者を対象に、ひかりTVを活用するためのタブレット機器（以下、「物件」といいます）を提供いたします。

2. 利用者は当社からの要請に従い、当社が別途依頼するアンケート等に基づき本サービスおよび物件の品質および性能等のご意見または感想を回答（以下、「モニター」という）していただきます。

第5条（用語の定義）

本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
ひかりTVプラットフォーム	主としてブロードバンド回線向け映像配信サービスの用に供することを目的として当社が構築する電気通信回線設備及び付随する設備一式。

ひかりTVプラットフォームサービス	ひかりTVプラットフォームを使用して提供されるサービスであって、本サービスを利用するために必要となるもの。
ひかりTV	ひかりTVプラットフォームを使用して提供されるサービスの総称。本サービスを含む。
ひかりTV会員	本サービスを含むひかりTVの提供を受けることについて同意した者。
ひかりTV会員規約等	自社のひかりTV会員に対して掲示する、本サービスを含むひかりTVの提供を一括して受ける際の利用条件に関する会員規約等の規則。
ぶららポイント	「ぶららポイント」は、ぶらら会員ならどなたでもご利用いただけるポイントプログラム。

第2章 契約

第6条（契約の単位）

本サービスは、ひかりTVプラットフォームサービス契約者のみを対象としています。本利用規約に記載のないものは、ひかりTVプラットフォームサービス利用規約（2022年6月30日までに契約された方向け）に基づくものとします。

2. 当社は、ひかりTVプラットフォームサービス契約1契約ごとに1の利用契約を締結します。

第7条（本サービスの利用）

本サービスの利用にあたっては、次項に定めるプランでのひかりTV契約が必要です。

2. ひかりTVのプランは、お値うちプラン、テレビおすすめプラン、ビデオざんまいプラン、基本放送プラン、お手がるプランが対象です。

第8条（本キャンペーンの制限）

本キャンペーンの申込にあたっては、次項に定めるプランでのひかりTV契約が必要です。

2. ひかりTVのプランは、お値うちプラン、テレビおすすめプラン、ビデオざんまいプランが対象です。

第9条（利用申込）

本サービスの利用は本キャンペーンへご応募いただき、当選することによって申し込むものとします。

2. 当社は次の各号に該当する場合には、利用の申込を承諾しない場合があります。

- ① 本サービスの提供が技術的に困難と思われるとき。
- ② 利用申込者がひかりTVサービス契約上の債務の支払いを怠る恐れがあるとき。
- ③ 利用申込者が第1項の本サービスの申込に虚偽の事実を記載したとき。

④ 利用申込者が、過去、本サービス他当社のサービスにおいて、利用規約の規定に違反したことがあるとき。

⑤ 本サービスの利用者が未成年のとき。

3. 当社が申込を承諾しない場合には、当社は利用申込者に対し、当社が定める方法により、その旨を通知します。

第10条（申込内容の変更）

利用者は、第7条の申込内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に届出するものとします。

2. 前項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることを予め異議なく承認するものとします。

第11条（契約の成立）

利用契約は、当社が本サービスの申込を承諾することにより成立するものとします。

第12条（モニター期間とサービス内容）

本サービスによるモニター期間は、2020年2月19日から2021年1月31日までとなります。モニター期間中、利用者は第19条のアンケートに回答する義務があります。

2. モニター期間途中から本サービスをご利用いただいた場合も、2021年1月31日でモニター期間終了となります。

3. モニター期間中は、第18条に定める初期不良の修理・交換、および第26条に定めるスペシャルコンテンツの利用が可能です。モニター期間後は、ご利用中のスペシャルコンテンツが一部利用不可になるなど、サービス提供内容が変更となります。

4. モニター期間後、2021年2月1日から2025年1月31日の期間は、引き続き物件のご利用または、ご返却のいずれを選択することができます。なお、ご返却する場合の費用は、利用者の負担によるものとします。返却先は返却連絡時に別途当社より提示します。

5. 2025年2月1日以後、物件の返却が不要となり、返却の受付を終了いたします。

第13条（サービス利用の途中解約等）

本サービスの契約者は、2021年2月1日から2025年1月31日の期間内に本サービスまたはひかりTVサービスを途中解約した場合、契約者の費用により原状回復したうえで、当社の指示に従い、30日以内に当社が定める方法及び返却場所に、返還するものとします。原状回復が必要な場合とは、通常損耗の範囲を超えると当社が判断した故障や傷等、もしくは電源ケーブルなどの付属品が欠品していることを指します。原状回復できない場合、利用者は直ちにその旨を当社に通知するものとします。

2. 第1項で定める返却期限を経過後もなお物件の返却がなされない場合、当社は、利用者に対して物件の市場価格を上限とした違約金を請求できるものとします。

3. 利用者から当社に返還された物件については、当社は利用者へ返送しないものとします。また、利用者から当社に返還された物件の設定情報等について、当社は保証及び責任を負いません。

第14条（権利義務の譲渡等）

利用者は、本サービス利用上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡もしくは貸与し、又は担保に供してはならないものとします。

第15条（物件の利用等）

利用者は、本規約の各条項及び当社の指示に従い、物件を善良な管理者の注意をもって使用、保管します。

2. 物件の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、利用者の負担とします。

第16条（物件の納入および引渡し等）

当社は、物件を、当社の費用と責任で当社が指定する者（以下「指定業者」と言います。）によって利用者の指定する場所に送付するものとします。

2. 当社が前項により送付し利用者の都合により物件の受領ができなかった場合は、利用者の責任において、指定業者に連絡することにより物件を受領するものとします。

3. 利用者が物件を受領したことにより引渡しが完了されたものとします。

第17条（保証）

当社は、指定業者による引渡し時において、物件をその目的に従った利用をした場合に正常に機能することのみを保証します。

第18条（修理・交換）

利用者は、物件の故障、毀損等が生じた場合は、直ちにその旨を当社に通知するものとします。通知先は、物件に同梱されている本サービスの説明書に記載しております。

2. 当社は、利用者が物件本来の目的に従った使用をしていたにもかかわらず、利用者の責任ではない初期不良による故障、毀損等が生じた場合に限り、当社負担で物件の修理若しくは交換を行います。送付先は、物件に同梱されている本サービスの説明書に記載しております。

3. 利用者の責任により物件の故障、毀損等が生じた場合、当社ではその修理若しくは交換はいたしません。その後の物件の取り扱いについては、7項によるものとします。

4. 修理若しくは交換を行う際、物件に記録されている設定情報等は保証の対象外となります。

5. 修理の手配を目的とし、修理業者に対して、利用者の個人情報（名前、電話番号、住所）と型番など修理に必要な情報を提供いたします。当該個人情報の目的外利用は一切いたしません。

6. 初期不良期間は、第16条3項に定める引渡し完了日から1ヶ月間とします。その間に初期不良の通知が利用者になされなかった場合、物件は正常であったとみなし、当社は修理交換をいたしません。

7. 初期不良期間後、2020年2月19日から2025年1月31日までの期間において、修理または交換を希望される場合、利用者は物件を提供するメーカーと直接連絡を取り、利用者の費用負担および責任により、修理交換をするものとします。また修理交換をする場合は、必ず当社にその旨を通知するものとします。メーカーの連絡先は、物件に同梱されているタブレット本体の説明書に記載しております。交換を希望しない場合は、第13条に基づき途中解約をするか、第12条に基づきモニター終了期間までご利用又は保管いただきます。

8. 2025年2月1日以降、当社に修理交換の旨を通知する必要はありません。

第19条（アンケートのご協力）

利用者は、第4条2項に基づき、物件、メール、ひかりTVサービス等を通じて当社から送られるアンケート回答依頼について、誠意をもって対応いただくものとします。

第3章 利用中止等

第20条（本サービスの終了）

当社は、本サービスを終了することがあります。

2. 本サービスを終了するときは、当社は、終了する3ヶ月前までに、その旨を第28条に基づき、通知あるいは告知します。

第21条（利用停止）

利用者が次のいずれかに該当する場合は、当社は、その利用者に事前に何ら通知することなく、本サービスの利用を停止できるものとします。

- ① 利用者が本利用規約又は個別規定等に違反する行為を行ったと当社が判断した場合
- ② 第13条に定めるひかりTV契約が途中解約された場合
- ③ 契約者がひかりTV会員資格を喪失した場合
- ④ 連絡先変更の届出を怠る等の利用者の責めに帰すべき理由により、利用者の所在が不明になりまたは連絡が取れない場合
- ⑤ 本サービスの運営を妨害しまたは当社の名誉信用を毀損した場合
- ⑥ 利用者が利用料金等の支払いを怠った場合
- ⑦ その他、当社または提携ISPが利用者として不適当と判断した場合

2. 前項に基づき、本サービスの利用を停止された会員が、なお、その事実を解消しない場合には、本サービスの利用契約を解除できるものとします。

3. 前項により利用を解除された利用者は、期限の利益を喪失し、利用解除の時点で発生している当社に対して負担する債務の一切を一括して履行するものとします。

第4章 料金等

第22条（利用料金）

本サービスの利用料金は無料とします。

第5章 データの取り扱い

第23条（契約者情報の利用）

当社は、利用者の個人情報を、「株式会社NTTドコモプライバシーポリシー」、およびひかりTV会員規約等に基づき適切に取り扱います。

第6章 損害賠償等

第24条（責任の範囲）

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは利用者に現実に生じた直接損害に限り損害を賠償するものとします。ただし、当社の故意または重過失による場合はその限りではありません。

2. 火災、地震、落雷、風水害、その他天災地変、又は異常電圧などの外部的要因その他不可抗力による物件の故障、破損又は滅失等に関しては、当社はその責を負わないものとします。

3. 利用者による物件の使用又は管理に起因して発生した損害についても、利用者がその責任においてこれを処理、解決するものとします。

第25条（利用に係る禁止行為）

利用者は、本利用規約、個別規定等及び適用されるすべての法律並びに規則等を守り、自らの本サービスの利用及びその結果について、責任を負うものとします。また、利用者は、本サービスを通じて次のような行為を行うことはできません。

① 本サービスを、家族利用人（同一のアクセス回線を利用した同居の家族）以外の第三者に対して、各種記録媒体又は電気通信回線設備等を介し視聴させる等の、著作権を侵害する行為

② 本サービスにより利用しうる情報の修正、翻案、変更、改ざん、切除、翻訳、その他の改変行為

③ 刑法上の犯罪行為、民事上の不法行為、その他適用される国内法・国際法・国際条約等に違反する行為または公序良俗に反する行為

④ 本サービスの運営を妨害する行為、又は当社が承認していない営業行為

⑤ 本サービスに接続しているネットワークを妨害又は混乱させる行為

⑥ ネットワーク上の規定、方針、手順に違反する行為

⑦ 他の利用者による本サービスの利用及び享受を妨害する行為

⑧ 当社、他の会員または第三者の名誉、人格もしくは信用等を毀損する行為または不利益を与える行為

⑨ その他当社が不適切と判断する行為

2. 利用者は、利用者として有する権利の第三者への譲渡、使用許諾、売却又は契約者として有する権利への質権の設定等、担保に供する行為を行ってはならないものとします。当社

は利用者の行為が本利用規約の諸条件に違反したと判断した場合には、直ちに本サービスの利用契約を解除し、本サービスの提供を終了することができるものとします。

3. 前項により利用を解除された利用者は、期限の利益を喪失し、利用解除の時点で発生している当社に対して負担する債務の一切を、一括して履行するものとします。

第7章 ネオス株式会社スペシャルコンテンツ

第26条（ネオス株式会社スペシャルコンテンツ）

利用者は、第11条で定める利用期間中に限り、以下のネオス株式会社スペシャルコンテンツを利用することができます。ただし、スペシャルコンテンツの内容は変更される場合があります。

- ① HOME アプリ、
- ② キッズ向けアプリケーション（8種）、
- ③ シニア向けアプリケーション（20種）、
- ④ 主婦向けサービス

第27条（スペシャルコンテンツに関する規約）

ネオス株式会社が提供するスペシャルコンテンツ（以下「本ソフトウェア」とします）の利用規約（以下「ネオス規約」とします）を定め、ネオス規約に基づき本ソフトウェアを提供します。

① 保証

ネオス株式会社は、本端末内の本ソフトウェアに関し、モニター期間中動作保証を行なうものとします。

ただし、この保証は、本契約を継続中の利用者にも適用されるものとします。

② 知的財産権

(1) 本ソフトウェアに関する著作権を含む商標権等すべての知的財産権は、ネオス株式会社又は権利を有する第三者に帰属します。

(2) 利用者は、本ソフトウェアの内容をネオス株式会社に無断で、転載、複製、修正、蓄積又は転送してはならないものとします。

(3) 本ソフトウェアは、利用者本人が個人として使用する目的でのみ利用することができるものとします。

前項の規定に違反して著作権等の知的財産権に関する問題が生じた場合、利用者は自己の費用と責任において、その問題を解決するとともに、ネオス株式会社に対して何らの迷惑又は損害等を与えてはなりません。

③ 反社会的勢力の排除

利用者は本ソフトウェアに関するネオス株式会社、関係各社及びその他の第三者の権利を脅かしたり、制限したり、若しくは妨害したり又はそのおそれがあるような行動を一切しないことを承諾していただきます。

④ 権利義務譲渡の禁止

利用者は、本契約に係るいかなる権利又は義務も第三者に移転又は譲渡することはできません。

⑤ 禁止事項

(1) 本ソフトウェアならびに使用されている画像、データ、情報等の全てについて複製、修正、変更、改変、または翻案する行為

(2) 本ソフトウェアを構成するプログラム（オブジェクトコード、ソースコード等全てを含みます）を複製し第三者に開示する行為

ならびに修正、変更、改変、リバース・エンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル等をしてはならないものとします。

(3) 本ソフトウェアならびにサービスの運営を妨げる行為、またはその恐れのある行為

(4) 本ソフトウェアの内容を本サービス利用以外の目的に使用する行為

利用者は、ネオス株式会社または第三者の著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等

その他の一切の知的財産権を侵害する行為をしてはならないものとします。

⑥ 使用許諾期限

本ソフトウェアには使用許諾期限を 2021 年 2 月末日と定めます。

当該使用許諾期限が過ぎたときは、本ソフトウェアをそれ以降使用することはできないものとします。

⑦ 免責

ネオス株式会社は、以下の事項に関し、その責任を問いません。

(1) 利用者が本ソフトウェアを利用することにより、他の利用者または第三者に対して損害を与えた場合

(2) 利用者が本ソフトウェアを利用できなかった場合、または本ソフトウェアの利用に関し、ネオス株式会社に責のない事由により損害を被った場合

第 8 章 雑則

第 28 条（利用者への連絡）

本サービスに関する通知は、当社ホームページによる通知、もしくは利用者が登録した電子メールアドレス又は電話番号（SMS を利用する場合）宛に一律発信できるものとします。ただし、個々に通知される電子メール（SMS を含む）に配信拒否申請がある場合は、この限りではありません。

第 29 条（業務委託）

当社は、本サービスの業務の全部又は一部を当社の責任において第三者に委託することができます。

第30条（一般条項）

本利用規約は、日本の国内法に準拠し、日本の法律に従って解釈されるものとし、本利用規約若しくは本サービスに関する紛争又は本サービスに基づいて生じる一切の権利義務に関する紛争は、東京地方裁判所又は利用者の住所地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上